答 弁 第 四 二 一 号平成二十四年九月十四日受領

内閣衆質一八〇第四二一号

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出飲酒運転等により処分を受けた外務省職員に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出飲酒運転等により処分を受けた外務省職員に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

お尋ね 0 「危険行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 外務省において把握してい いる範

囲では、 平成十二年一月一日から平成二十四年九月七日までに、 飲酒運転を事由として逮捕され、 又は処

分を受けた同省職員は、二十九名が存在し、そのうち一名が国内職員、二十八名が在外職員である。

国内職員の一名は、平成十七年十二月、飲酒運転を事由として逮捕され、このため、平成十八年四月、

国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第一項の規定による懲戒処分として、 減給 一月

(俸給月額の十分の一) の処分を受けた。 当該職員は、 飲酒運転を行った当時、 外務本省の首席事 務官で

あり、 現在は在外公館の参事官を務めている。 当該職員は略式起訴され、 罰金三十万円に処するとの略式

命令を受けたと承知している。

在外職員の二十八名は、 飲酒運転等を事由として処分されたものであり、 ①飲酒運転等の行為を行った

年月、②①の行為の内容、 ③処分年月、④処分の内容、⑤飲酒運転等を行った当時の官職、 ⑥当該職員が

外務省に在職する場合における現在の官職及び⑦当該職員が外務省を退職した場合における退職手当の支

\_

給の有無を示すと、 次のとおりである。 いずれの在外職員も、 外交関係に関するウィーン条約 (昭和三十

九年条約第十四号) 又は領事関係に関するウィーン条約 (昭和五十八年条約第十四号) が規定する特権及

び免除を享有しており、逮捕又は起訴されていない。

①平成十一年十二月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十二年一月 ④外務省の内規に基づく注意処分 (5)

在外公館の書記官 ⑥特命全権大使

①平成十一年十二月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十二年六月 ④国家公務員法第八十二条第一項の規

定による懲戒停職 月の処分 ⑤在外公館の書記官 ⑥在外公館の書記官

①平成十二年八月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十二年九月 ④外務省の内規に基づく厳重注意処分

⑤在外公館の書記官 ⑥在外公館の書記官

①平成十二年十月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十二年十月 ④外務省の内規に基づく厳重注意処分

⑤在外公館の参事官

①平成十三年三月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十三年五月 ④外務省の内規に基づく注意処分 ⑤ 在

外公館の領事 ⑥在外公館の書記官

①平成十四年二月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十四年三月 ④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分

⑤在外公館 の理事官 ⑥在外公館の書記官

①平成十 兀 年二月 ②飲酒 運転及び制限速度違反 ③平成十五年四月 ④外務省の内規に基づく訓戒処

分 ⑤在外公館の書記官 ⑥外務本省の課長補佐

⑤在外公館の書記官 ⑥外務本省の事務官

①平成十四年三月

②飲酒運転及び事故

③平成十四年四月

④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分

① 平 -成十四年七月 ② 飲 酒運転及び事故 ③平成十四年九月 ④国家公務員法第八十二条第一項の規定

による懲戒停職七日の処分 ⑤在外公館の書記官 ⑦退職手当は支給されてい る

①平成十四 [年八月 ②飲酒運転及び制限速度違反 ③平成十四年十二月 ④国家公務員法第八十二条第

項の規定による懲戒戒告の処分 ⑤在外公館の副領事 ⑥外務本省の課長補佐

①平成十五年二月 ②飲酒運転 ③平成十五年四月 ④外務省の内規に基づく厳重注意処分 ⑤在外公

館 の書記官

①平成十五年七月 ②飲酒運転及び制限速度違反 ③平成十五年八月 ④国家公務員法第八十二条第

項の規定による懲戒戒告の処分 ⑤在外公館の理事官 ⑥在外公館の書記官

①平成十六年二月 ②飲酒運転 ③平成十六年三月 ④国家公務員法第八十二条第一項の規定による懲

| 戒戒告の処分 | ⑤在外公館の書記官 | ⑥在外公館の書記官

①平成十六年二月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十六年六月 ④国家公務員法第八十二条第一項の規定

による懲戒戒告の処分 ⑤在外公館の書記官 ⑦退職手当は支給されている

①平成十六年七月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十六年九月 ④国家公務員法第八十二条第一項の規定

による懲戒減給三月 (俸給月額の十分の一) の処分 ⑤在外公館の書記官 ⑥外務本省の事務官

①平成十八年一月 ②飲酒運転 ③平成十八年二月 ④外務省の内規に基づく厳重注意処分 ⑤在外公

館の理事官 ⑥在外公館の書記官

①平成十八年四月から九月 ②飲酒運転 ③平成十八年十一月 ④国家公務員法第八十二条第一項の規

定による懲戒戒告の処分 ⑤在外公館の理事官 ⑥在外公館の書記官

①平成十八年九月 ②飲酒運転 ③平成十九年六月 ④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分 ⑤在外公

館の参事官

①平成十八年九月 ②飲酒運転 ③平成十九年七月 ④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分 ⑤在外公

館の書記官 ⑦退職手当は支給されている

①平成十八年十一月 ②飲酒運転 ③ 平 -成十八年十二月 ④国家公務員法第八十二条第一項の規定によ

る懲戒戒告の処分 ⑤在外公館の書記官

①平成十八年十一月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十九年二月 ④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分

⑦退職手当は支給されてい

る

⑤在外公館の参事官

①平成十九年二月 ②飲酒運転 ③平成十九年四月 ④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分 ⑤在外公

館の書記官 ⑥外務本省の事務官

①平成十九年三月 ②飲酒運転 ③平成十九年六月 ④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分 ⑤在外公

館の領事
⑦退職手当は支給されている

①平成十九年六月 ②飲酒運転及び事故 ③平成十九年十一月 ④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分

⑤在外公館の書記官 ⑥外務本省の課長補佐

①平成十二年一月、 平成十三年六月及び平成十九年八月 ②飲酒運転及び制限速度違反、 飲酒運転並び

処分、 に飲酒運転 公務員法第八十二条第一項の規定による懲戒減給三月 在外公館の理事官及び在外公館の書記官 国家公務員法第八十二条第一項の規定による懲戒減給三月 ③平成十二年三月、平成十三年八月及び平成十九年十月 ⑦退職手当は支給されてい (俸給月額の十分の一) (俸給月額の十分の一) ④外務省の内規に基づく厳重注意 の処分 ⑤在外公館の の処分及び 理事 国家

①平成二十二年五月 ②飲酒運転 ③平成二十四年五月 ④外務省の内規に基づく厳重訓戒処分 ⑤ 在

. る

外公館の領事 ⑥外務省研修所の指導官補佐

官、

①平成二十二年九月 ②飲酒運転 ③平成二十二年九月 ④外務省の内規に基づく訓戒処分 ⑤在外公

館の書記官 ⑥外務本省の課長補 佐

規定による懲戒減給三月 ①平成二十三年二月 ②飲酒運転及び事故 (俸給月額の十分の一) の処分 ⑤在外公館の書記官 ③平成二十三年九月 ④国家公務員法第八十二条第 ⑥外務本省の上席専門官 項の

四について

から三まで及び五についてで支給された旨述べた退職手当については、 国家公務員退職手当法 ( 昭 和

二十八年法律第百八十二号)の規定に基づき適正に支給されたものと考えている。

## 六について

外務省としては、一から三まで及び五についてで述べた者について、個別の具体的状況を踏まえ、それ

ぞれ厳正な処分を行ったものであり、当該者のうち現在も同省に在職中の職員が、かかる処分を受け、自

らの行為を深く反省した上で、全力を挙げて職務に専念することは許容されるものと考えている。